**平成２５年（フ）第７５５４号**
東京都墨田区文花１丁目29―７―503
破産者　鼎　　和枝
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７５６２号**
神奈川県横浜市旭区善部町30―６　サンウエスト102
破産者　高井　秀樹
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７６３０号**
東京都杉並区成田東４丁目20―15
破産者　榊原　　勉
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７７０３号**
東京都板橋区大山町23―９
破産者　佐竹　恵子
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７７２５号**
東京都葛飾区小菅２丁目８―34―101
破産者　安川　勝衛
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７７３４号**
神奈川県茅ヶ崎市若松町６―13
破産者　船越登志雄
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７８０３号**
神奈川県川崎市宮前区土橋１丁目６－５－201
破産者　奥津美和子
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７８３６号**
東京都江戸川区北小岩５丁目１－７―101
破産者　吉野　政志
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７８３９号**
東京都江東区東砂６丁目18―14―107
破産者　永吉　毅至
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７８４２号**
東京都小平市小川西町１丁目25―３―407
破産者　日影　典子（旧姓中野）
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７８５０号**
神奈川県川崎市高津区久本３丁目４－３　東芝電波プロダクツ株式会社高津寮504
破産者　石川　裕太
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７８８４号**
東京都台東区西浅草３丁目24―15―301
破産者　沼澤　政和
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７９７７号**
東京都豊島区高松３丁目３－１―411
破産者　大庭　俊作
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７９９２号**
千葉県八千代市ゆりのき台４丁目５－６　６棟501
破産者　青木　國雄
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８００６号**
東京都練馬区高野台５丁目17―６－２Ｆ
破産者　瀬川　　透
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９１１３号**
埼玉県八潮市八潮４丁目15―６－Ａ303
破産者　野崎　哲士
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０３３７号**
千葉県野田市中野台鹿島町20―３、住民票上の住所千葉県野田市中野台268
破産者　八木　禧徳
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３８１号**
東京都品川区戸越６丁目４番20号
破産者　株式会社ササキ
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４８０号**
茨城県龍ケ崎市川原代町1667番地
破産者　コスモフーズ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２８２１号**
東京都目黒区目黒２丁目10番11号
破産者　株式会社ネオ・イノベーション
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２８２２号**
東京都世田谷区奥沢２丁目15番６号
破産者　有限会社エスアールティー
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２９２１号**
東京都板橋区高島平７丁目６番７号
破産者　有限会社ナガサワ工業
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部